

## 平塚市環境基本計画等改定業務委託仕様書

### 1 業務の名称

平塚市環境基本計画等改定業務委託

### 2 業務の目的

平塚市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）（2017年～2026年）中間見直しは、平塚市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な目標や施策の指針等を定めるものである。地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の一部改正に伴う再エネ利用促進等に関しては、「平塚市環境基本計画（2017年～2026年）別冊」を策定している。

また、「平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）（2017年～2026年）」は、温対法第21条第1項に基づき、環境基本計画に内包された地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で定める本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標達成のため、地球温暖化対策に率先して取り組むとともに市民や事業者の自主的な取組の促進に資するものとして策定している。

近年、気候変動対策と生物多様性保全は国際的に議論されている大きな環境問題となっている。気候変動対策では「パリ協定」、生物多様性保全では、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の国際的枠組みに加盟している日本政府は、2030年までのネイチャーポジティブ（自然再興）と2050年までのカーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現を目標に掲げ、気候変動対策においては、2018年に制定した気候変動適応法により緩和策と適応策の両輪で対策を推進している。本市も国内外の動向に呼応し、「平塚市ゼロカーボンシティ宣言」や「平塚市生物多様性保全アクションプラン」の策定など、取組を進めているところである。

本業務は、こうした社会的な状況の変化に「SDGs（持続可能な開発目標）」に対する取組の広がりを踏まえ、「平塚市環境基本計画」及び「平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定するものである。

改定にあたっては、国際的な潮流を踏まえながら、資料の収集・分析や市民の環境に対する意識の把握、各種法律や計画との整合等、多岐に渡るデータを客観的かつ専門的に分析する必要があり、民間の高い専門性と豊富な経験を活用し、業務を円滑かつ効率的に遂行することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

#### 4 計画の対象区域

平塚市全域（67.88km<sup>2</sup>）

#### 5 計画の要旨及び期間

次期環境基本計画の要旨及び期間は次のとおりとする。

##### （１）要旨

- ア 環境基本計画における「平塚市がめざすべき環境像」は、世界的なトレンド及び社会情勢の変化等に対応したものとす。
- イ 環境基本条例や平塚市総合計画、都市計画、平塚市都市農業振興基本計画、平塚市一般廃棄物処理基本計画といった本市の環境の保全と創造に関する他の計画との整合を図ること。
- ウ 条例第8条で定める「環境基本計画」及び温対法第21条で定める「地方公共団体実行計画」を満たすものとすること。
- エ 「地方公共団体実行計画」のうち、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策（区域施策編）は次期環境基本計画の本編に含み、事務事業編は別冊とすること。
- オ 温室効果ガス削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」及び「神奈川県地球温暖化対策計画」を意識しつつ、本市の特性を踏まえた設定とすること。
- カ 他市町村の事例や動向をもとに本市の特性を踏まえた再エネ促進区域設定の提案を行うこと。
- キ 気候変動適応法第12条で定める「地域気候変動適応計画」を満たすこと。

##### （２）期間

期間は次のとおりとする。それぞれ2030年に中間見直しを行う。

名称	期間
平塚市環境基本計画	2026年～2035年
平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	2025年～2035年

#### 6 提出書類

受託者は、契約締結後委託契約書に定めるもの他、次の各号に掲げる書類を速やかに提出するものとする。

- ア 委託業務着手届（任意様式）
- イ 主任担当者届（任意様式）
- ウ 業務計画書（任意様式）
- エ その他、平塚市が業務の確認に必要と認める書類

## 7 業務内容

次期環境基本計画及び事務事業編を改定するため、次の業務を行うものとする。

### 【令和6年度】

#### (1) 基礎調査

##### ア 地域特性等の把握

本市の地域特性や関連計画及び環境施策に関する国内外の動向等を把握するため、次に示す内容について資料・統計書に基づき調査すること。

- ・本市域の概況及び地域特性（生活環境、社会環境、自然環境等）並びに環境分野別の課題の整理
- ・本市の事務事業及び市域から排出される温室効果ガス排出量の推計及び増減要因の分析
- ・再エネ促進区域の設定に関する他市町村の事例や動向
- ・法律、条例及び本市の他の計画との関連性の整理
- ・国内外の環境政策の動向及び他自治体の先進的な環境施策の内容

##### イ アンケート調査

市民、事業者の環境に対する意識を把握し、次期環境基本計画の指標の設定や今後の具体的な取り組みの基礎資料とするためのアンケート調査を下表のとおり実施すること。

調査対象	・市民：2,500人程度（無作為抽出による市内在住の満16歳以上） ・事業者：200社程度（無作為抽出による市内に事業所がある事業者） ・団体：30団体程度（環境分野に積極的に取り組んでいる団体及びひらつか市民活動センターに登録のある団体等）
回収見込	・市民：1,000人程度 ・事業者：100社程度 ・団体：20団体程度
作業内容	・調査内容の検討 ・調査結果の集計、分析
留意点	・調査対象の抽出及び調査票の発送、回収は、市で行い、その経費等は市の負担とする。

##### ウ 現状分析と課題の抽出及び整理

ア及びイの結果や令和5年度に市が実施した「公共施設太陽光発電設備導入調査」の結果をもとに、現行の環境基本計画（平塚市環境基本計画（2017年～2026年）別冊含む）及び事務事業編の進捗状況を分析し、計画策定後に生じた問題や課題を抽出するとともに、今後の環境政策に関する課題等を社会状況の変化、環境の変化、財政状況の変化等の多様な視点を踏まえて、整理すること。

##### エ 基礎調査報告書の作成

アからウの内容をとりまとめた基礎調査報告書を作成すること。

## (2) 次期環境基本計画及び事務事業編の骨子案作成

### ア 本市が目指すべき環境の将来像の設定

令和6年度(1)で把握した本市の地域特性及び環境に関する課題等をもとに、本市が目指すべき環境の将来像を設定すること。

### イ 温室効果ガス排出削減目標の設定

推計及び分析を行った本市の事務事業及び市域から排出される温室効果ガス排出量をもとに削減目標を設定すること。

### ウ 再エネ促進区域の設定

再エネ促進区域の設定に関する他市町村の事例や動向をもとに本市の特性を踏まえて、区域設定の提案を行うこと。

### エ 政策目標と施策目標の設定

アからウの内容を踏まえて、次期環境基本計画及び事務事業編の政策目標及び目標を達成するための施策目標を設定すること。

### オ 計画骨子のとりまとめ

アからエの内容を踏まえた次期環境基本計画及び事務事業編の骨子案を作成すること。

## (3) 次期事務事業編の素案作成

### ア 施策指標の設定

令和6年度(2)エで設定した政策目標及び施策目標に対する施策指標を設定すること。進行管理において施策目標の成果が明確にできるものとする。

また、これまでの管理方法や推進体制における成果と課題・問題点を考察及び分析した上で、次期事務事業編を推進するための推進体制や進行管理の仕組みについて検討すること。

### イ 計画素案のとりまとめ

令和6年度(1)から(2)及び(3)アの内容を踏まえて、次期事務事業編の素案を作成すること。

## (4) 会議に関する支援

計画改定に向けた次の会議の事務局支援をすること。

会議	内容	回数
平塚市環境審議会	出席、資料作成	1回程度

## (5) 次期事務事業編の作成

令和6年度(1)から(3)の内容を取りまとめ、次期事務事業編(素案)を修正し、冊子のレイアウトの提案、冊子に掲載する図表・地図・イラスト写真等の提供、冊子の校正を行い、計画書本編を作成すること。

## 【令和7年度】

### (1) 次期環境基本計画の素案作成

#### ア 施策指標の設定

令和6年度(2)エで設定した政策目標及び施策目標に対する施策指標を設定すること。進行管理において施策目標の成果が明確にできるものとする。

また、これまでの管理方法や推進体制における成果と課題・問題点を考察及び分析した上で、次期環境基本計画を推進するための推進体制や進行管理の仕組みについて検討すること。

#### イ 次期環境基本計画素案のとりまとめ

令和6年度(1)から(2)及び令和7年度(1)ア等の検討結果を踏まえ、パブリックコメントを実施するための次期環境基本計画素案及び素案の概要を作成すること。

### (2) パブリックコメント実施結果の整理、分析

パブリックコメントによって寄せられた意見を整理、分析し、対応が必要なものについて対応案を検討すること。

### (3) 会議に関する支援

計画改定に向けた次の会議の事務局支援をすること。

会議	内容	回数
平塚市環境審議会	出席、資料作成	1回程度

### (4) 次期環境基本計画本編、概要版の作成

令和7年度(1)から(3)を基に次期環境基本計画(素案)を修正し、冊子のレイアウトの提案、冊子に掲載する図表・地図・イラスト写真等の提供、冊子の校正を行い、計画書本編及び概要版を作成すること。

## 8 成果品

成果品の仕様、数量等については下表のとおりとする。

項番	成果品項目	数量	サイズ	納期
1	基礎調査報告書	5部	A4判	令和6年9月上旬
2	アンケート集計及び分析結果	5部	A4判	令和6年11月上旬

3	次期事務事業編（骨子案）	5部	A4判	令和6年11月中旬
4	次期事務事業編（素案）	5部	A4判	令和7年1月下旬
5	環境基本計画（骨子案）	5部	A4判	令和7年1月下旬
6	次期事務事業編	5部	A4判	令和7年2月下旬
7	次期環境基本計画（本編、概要版） （素案）	5部	A4判	令和7年6月上旬
8	次期環境基本計画（本編、概要版）	5部	A4判	令和8年3月上旬
9	1～8の電子データ	成果品の納期に応じて、eメール又はCD-R等		

## 9 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、市の検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

## 10 成果物の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

## 11 その他

- (1) グリーン購入及び環境に配慮した業務執行に努めること。
- (2) 環境省の区域施策編策定・実施マニュアル（令和6年4月）地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和6年4月）等に留意すること。
- (3) 本業務のために得た資料、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開、提供してはならない。市から貸与された資料等については、市が求めた場合又は業務完了後直ちに返却すること。
- (4) 本業務を遂行するに当たって知り得た情報は、個人情報保護法の趣旨に則り、適切に管理するとともに、情報の取り扱いに関する市の指示に従うこと。また、万一、情報漏えい事故等が発生した場合は、直ちに市に報告するものとする。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定する。
- (6) 関係書類等については、本業務委託終了年度から5年間保管すること。
- (7) 受託者は、本業務委託に係る会計実施検査が実施される場合には、本市に協力しなければならない。

( 8 ) 本業務委託により得られた知的財産権は、本市に帰属する。